

相続財産による
寄 附

財産の相続又は遺贈を受けた方が、学校法人大乘淑徳学園（各学校）に当該財産を寄附した場合、その方の相続税が非課税となる措置があります。この措置を受けるには、文部科学省が発行する「学校法人大乘淑徳学園がこの制度の対象の法人であること」の証明書が必要となります。証明書の申請には時間がかかりますので、相続税申告書提出期限日の約3ヶ月前までにご相談ください。

学校法人大乘淑徳学園（各学校）に相続財産による
寄附（非課税申請）を希望される場合

1

ご 逝 去



2 ご遺族等

相続財産を学校法人大乘淑徳学園（各学校）に、ご寄附を希望する場合

故人様のご遺志・ご寄附の経緯・本学園との関係・ご逝去日を書面にてお知らせ願います。



3 学校法人
大乘淑徳学園

相続税非課税対象法人証明書の申請（文部科学省）

文部科学省に対し、「相続税非課税対象法人証明書」発行の申請を行います。申請には、相続税申告書提出期限日の約2ヶ月前までに書類を提出する必要があります。



4 学校法人
大乘淑徳学園

相続税（非課税）申告に必要な書類の送付（ご遺族等）

「寄附金領収書」「相続税非課税対象法人証明書」をお送りします。



5 ご遺族等

相続税（非課税）申告

提出期限までに、お手続きをお願いします。

相続税申告書の提出期限：被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内。

不明な点やお問合せ等がある場合、下記まで、ご連絡ください。

学校法人 大乘淑徳学園 募金広報室
TEL 03-5392-8888（代表）FAX 03-5392-8890